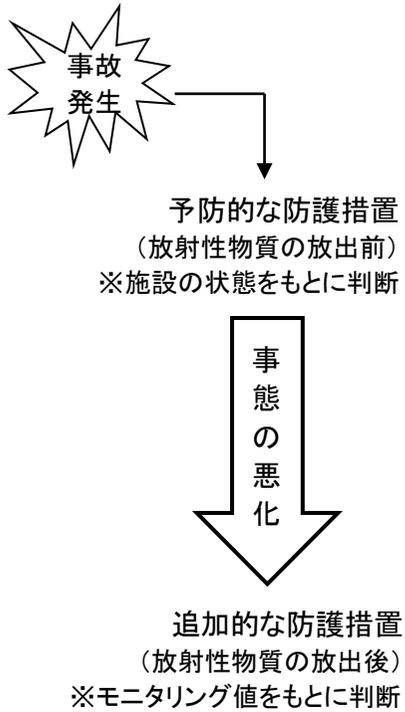


防護措置実施の流れ

【基本的考え方】



	PAZ (概ね5キロ)	UPZ (概ね30キロ)	UPZ外 (栃木県含む)
予防的な防護措置 (放射性物質の放出前) ※施設の状態をもとに判断	避難及び 安定ヨウ素剤	屋内退避	屋内退避の 注意喚起
事態の悪化		必要に応じて 段階的に避難	屋内退避
追加的な防護措置 (放射性物質の放出後) ※モニタリング値をもとに判断		OILに基づく 避難や一時移転等	
自治体の 事前準備	安定ヨウ素剤 の事前配布	安定ヨウ素剤 の備蓄	安定ヨウ素剤 の準備は不要
	地域の実情に応じた防災体制 (原子力災害への備え)		屋内退避指示 の伝達体制 ※既存の防災体制を活用

緊急時には、施設の状態をもとに
原子力規制委員会が必要性を判断

プルーム通過時の防護措置としては屋内
退避が基本であり、安定ヨウ素剤は不要で
ある。一方、OILに基づく避難、一時移転の
際に安定ヨウ素剤が必要となった場合は、
国が安定ヨウ素剤の準備を行うこととしてい
るため、県は国が準備する安定ヨウ素剤を
市町に配布する。

